

通信政策特別委員会
ユニバーサルサービスワーキンググループ（第3回）
ヒアリング発表資料

2024年3月6日

楽天モバイル株式会社

ユニバーサルサービスの沿革

● 1985年 **日本電信電話株式会社法（NTT法）成立**

国民生活に不可欠な電話の役務をあまねく日本全国に安定的な供給を確保する責務を課す

(責務) 第三条

...

国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する

...

● 2002年 **電気通信事業法の改正（ユニバーサルサービス基金制度導入）**

電気通信事業法等の関係法令の改正等が行われ、基金方式によるユニバーサルサービス制度が導入

地域通信市場における競争の進展により、NTTの経営努力のみでは電話役務の「あまねく」提供が確保できなくなるおそれがあるとされ、新たな枠組みとして整備

ユニバーサルサービスはNTT法における「責務」で成り立っている

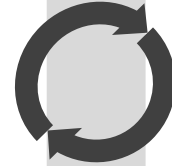
ユニバーサルサービスとは

大義

日本電信電話株式会社法（NTT法）

第三条 (責務)

会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、**国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、**（中略）もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。



電気通信事業法

第七条 (基礎的電気通信役務の提供)

基礎的電気通信役務（**国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。**）を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。**

方針

基本的 3要件

- ◆ **不可欠性** (essentiality) : 国民生活に不可欠であること
- ◆ **低廉性** (affordability) : 誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること
- ◆ **利用可能性** (availability) : 全国どこでも利用可能であること

本日ご説明したい内容

「モバイルのユニバーサルサービスへの導入」
を検討するにあたり、

- 既存のユニバーサルサービス制度の対象役務の代替として新たにモバイルを追加
- モバイルのユニバーサルサービス制度を新設

の2つの議論が考えられる

本日ご説明したい内容

- ① モバイルは電話のユニバーサルサービス制度の対象役務の代替になり得るか
- ② モバイルはブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象役務の代替になり得るか
- ③ モバイルのユニバーサルサービス制度の新設は必要か

		対象役務							モバイル	
		固定電話	公衆電話	緊急通報	FTTH	CATV (HFC方式)	ワイヤレス固定 ブロードバンド			
							専用型	共用型		
制度	電話の ユニバーサルサービス基金制度	○	○	○	—	—	—	—	①	?
	ブロードバンドの ユニバーサルサービス基金制度	—	—	—	○	○	○	—	②	?
	③ モバイルの ユニバーサルサービス基金制度	—	—	—	—	—	—	—		?

**① モバイルは
電話のユニバーサルサービス制度の
対象役務の代替になり得るか**

**② モバイルは
ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の
対象役務の代替になり得るか**

ユニバーサルサービス制度の現状

基本的 3要件	①電話のユニバーサルサービス制度	②BBのユニバーサルサービス制度
不可欠性	「加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービス」※ ¹ であり、 不採算地域におけるサービスを維持する必要がある	「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で不可欠なブロードバンドサービス」※ ¹ であり、 整備後のサービス維持の懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、制度導入により整備が進むことが期待される
低廉性	NTT東西のメタル固定電話の基本料 (NTT東日本： 1,700円 ・住宅用3級局)が基準※ ²	現在の指定対象サービスは、 約5,000円/世帯 ※ ² が月額料金となっている
利用可能性	「加入電話などの電話サービスを 全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる 」※ ³ ことを目的とする	「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を 継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にする 」※ ¹ ことを目的とする

(出典：※¹ 総務省「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」(2022/2/2)

※² 総務省「ユニバーサルサービスの在り方について」(2024/1/31)

※³ 総務省「ユニバーサルサービス制度」(Webページ) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/menu2.htm)

モバイルの評価 (対 ①電話のユニバーサルサービス制度)

基本的 3要件	①電話のユニバーサルサービス制度	モバイル	評価
不可欠性	「加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービス」であり、 不採算地域におけるサービスを維持する必要がある	(サービス維持が求められる加入電話等とは異なり) モバイルにおける不感地を含めた インフラ整備・エリア拡大は 事業者間の競争と協調の中で進行中	×
低廉性	NTT東西のメタル固定電話の基本料 (NTT東日本： 1,700円 ・住宅用3級局)が基準	約2,200~3,000円/世帯 (1世帯：2.25人、携帯電話の音声料金：約980~1,370円※ とした場合)	△
利用可能性	「加入電話などの電話サービスを 全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる 」 ことを目的とする	以下のモバイルの特性から 生じる懸念により目的に合致せず <ul style="list-style-type: none"> • 屋内への電波の浸透不足による通信の途切れが想定される等の懸念 • 移動しながらサービスを利用する場合に通信の途切れが想定される等の懸念 • 利用者の利用集中により通信の安定性を欠くことの懸念 	△

総合評価

モバイルはその特性から電話サービスの安定的な利用のために提供することが難しく、また個人保有の観点で世帯当たりの低廉性も確保できないことから、**電話のユニバーサルサービス制度の対象役務の代替にすることは難しい**

(出典：※ 総務省「ユニバーサルサービスの在り方について」(2024/1/31))

モバイルの評価 (対 ②ブロードバンドのユニバーサルサービス制度)

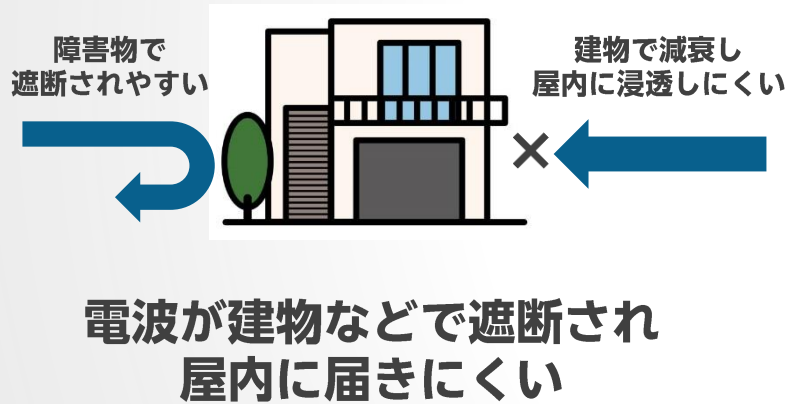
基本的 3要件	①BBのユニバーサルサービス制度	モバイル	評価
不可欠性	「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で不可欠なブロードバンドサービス」であり、 整備後のサービス維持の懸念が理由となって整備が行われていない地域においても、制度導入により整備が進むことが期待される	(整備後のサービスの維持可能性への懸念がある公設設備の民設移行の論点がある光ファイバーとは異なり) モバイルにおけるエリア整備は事業者が中心となり進行中	×
低廉性	現在の指定対象サービスは、 約5,000円/世帯 が月額料金となっている	約7,000~15,000円/世帯 (1世帯：2.25人、携帯電話のデータ料金：約3,000~6,650円※とした場合)	△
利用可能性	「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を 継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にする 」ことを目的とする	以下のモバイルの特性から生じる懸念により目的に合致せず <ul style="list-style-type: none"> • 屋内への電波の浸透不足による通信の途切れが想定される等の懸念 • 移動しながらサービスを利用する場合に通信の途切れが想定される等の懸念 • 利用者の利用集中により通信の安定性を欠くことの懸念 	△

総合評価

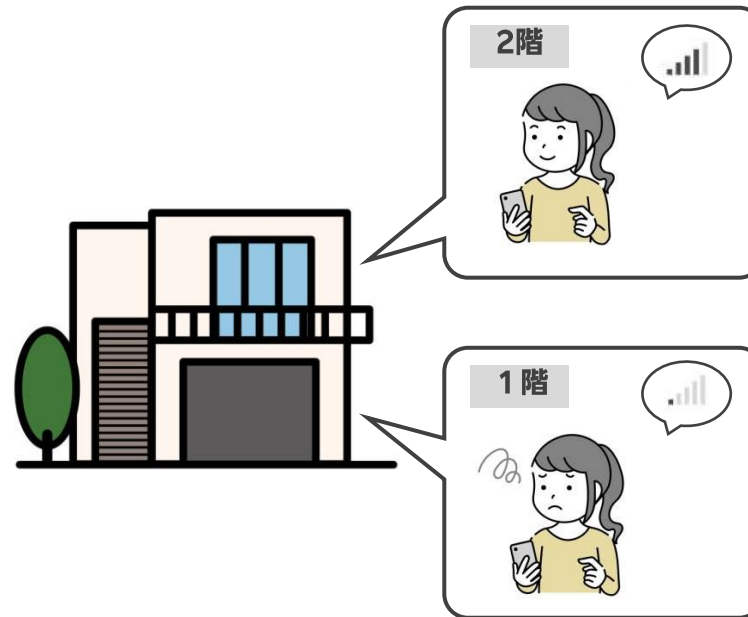
モバイルはその特性からテレワーク等の継続的・安定的な利用のために提供することが難しく、また個人保有の観点で世帯当たりの低廉性も確保できないことから、**ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象役務の代替にすることは難しい**

参考：モバイルの特性から生じる懸念 (イメージ)

屋内への電波の浸透不足による通信の途切れが想定される等の懸念



移動しながらサービスを利用する場合に通信の途切れが想定される等の懸念



利用者の利用集中により通信の安定性を欠くことの懸念



参考：総務省答申におけるモバイル等に対する通信の安定性の懸念

モバイルやワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)に対する通信の安定性の懸念が総務省答申において指摘されている

(参考)「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申」(2023/2/7)

モバイルブロードバンド

“モバイルブロードバンドについては、**不特定多数のユーザーが接続してトラフィックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応としては、二号基礎的役務に位置付けないこととすることが適当である。**”

ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)

“ (中略) ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) は、**一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる。**”

**③ モバイルの
ユニバーサルサービス制度の新設は必要か**

モバイルを取り巻く状況

政府による「デジタル田園都市国家構想」等により モバイルのインフラ整備が促進されている

デジタル田園都市国家構想



デジタル田園都市国家インフラ整備計画 (改訂版)

整備方針

注：数値目標は4者重ね合わせにより達成する数値。

第1フェーズ 基盤展開

- ① 全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現
(4Gエリア外人口 2021年度末0.6万人→2023年度末0人)
- ② ニーズのあるほぼ全てのエリアに、5G展開の基盤となる親局の全国展開を実現 (ニーズに即応が可能) (5G基盤展開率 2021年度末43.7%→2023年度末98%)
- ③ 5G人口カバー率

- 【2023年度末】
全国95% (2021年度末実績:93.2%)
全市区町村に5G基地局を整備 (合計28万局)
 【2025年度末】
全国97%、各都道府県90%程度以上 (合計30万局)
 【2030年度末】
全国・各都道府県99% (合計60万局)
- ④ **道路カバー率** (高速道路・国道)
 ※国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から追加
 【2030年度末】 **99%** (2021年度末実績:95%程度)
高速道路については100%

第2フェーズ 地方展開

- 国内外における**Open RAN**の普及促進
- 自然災害や通信障害等の**非常時における事業者間ローミングの実現**
- ローカル5G等の**地域のデジタル基盤の整備・活用**の一体的推進

具体的施策

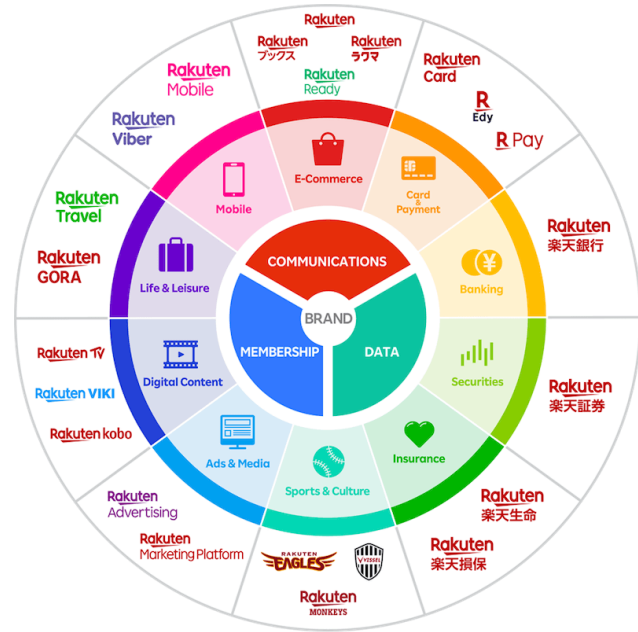
- ① 新たな5G用周波数の割当て
- ② 制度整備 (5G中継局等)、**支援措置** (補助金、税制)、**Japan OTICの機能強化**
- ③ **インフラシェアリングの推進** (補助金要件優遇、基地局設置可能な施設のDB化)
- ④ **地域協議会の開催によるデジタル実装とインフラ整備のマッチングの推進**
- ⑤ 早期の**社会実装**が期待される**自動運転やドローンを活用したプロジェクトとの連動**

(出典：・デジタル庁「デジタル田園都市国家構想」(Webページ) https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation
 ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画 (改訂版) の全体像」(2023/4/25))

モバイルを取り巻く状況

企業間の競争・協調により、多種多様なサービスの提供や
新たなイノベーションの創出につながっている

多種多様なサービス提供（当社の例）



新たなイノベーション（当社の例）

- ・ 自動配送ロボット
- ・ 災害時のドローン活用 等



退出規制等は上記のような多種多様なサービス提供や
イノベーション創出を阻害する恐れがある

モバイルを取り巻く状況

**企業間の競争・協調により、
MNO4社はサービスエリア等の充実・強化を図っている
(MNO4社は現在人口カバー率99.9%以上※)**



品質保証や面的なエリアカバーをさらに拡大する義務を負わせることは、国民負担の増加につながる恐れがある

※楽天モバイルの人口カバー率にはパートナー回線エリアを含む

- ✓ 政府計画によりモバイルのインフラ整備が促進されている
- ✓ 企業間の競争・協調により、多種多様なサービスの提供や新たなイノベーションの創出につながっている
- ✓ 企業間の競争・協調により、MNO4社はサービスエリア等の充実・強化を図っている



**以上を踏まえ、
モバイルにおけるユニバーサルサービス制度の
新設は不要と考える**

海外主要国の事例

モバイルをユニバーサルサービスに位置付けている海外主要国はほとんどない

		米国	英国	韓国
ユニバーサルサービスの範囲等	固定電話	・ 公衆交換網への音声級アクセス等 ・ 市内通話	・ 電話サービス	・ 有線電話サービス
	携帯による代替	○	○	× (ただし島しょ部に限り無線利用可)
	VoIPによる代替	○	○	○
	公衆電話	×	○	○
	緊急通報	○	○	○
	携帯電話	×	×	×
	ブロードバンド	○ (BBの提供を基金受領の要件としている)	○	○
ユニバーサルサービス基金	基金の稼働	○	×	○
	規模	46.7億ドル(2017年) ※高コスト支援プログラムの規模 ※BB支援を含む	—	441億ウォン(2015年)
	支援額の算定方法	ベンチマーク方式 ※高コスト支援プログラムの方法	—	ベンチマーク方式
	財源(負担者)	事業者負担 (州際電気通信サービスを提供する事業者)	—	事業者負担 (年間売上高が一定額以下の事業者等を除く電気通信事業者)
	負担割合	州際・国債収入比	—	売上額(付加除く)比

(総務省「諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等」(2019/1/30)をもとに当社作成)

EUの議論事例

EUでは2018年12月に「欧州電子通信法典(EECC)」を制定し、固定地点におけるブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付けるよう加盟国に義務付け。

立法過程における議論において「**全ての場所からのネットワークへの接続性**」(=モバイル)をユニバーサルサービスと位置付けることは、コストの観点から廃案とされた。

(参考) 「欧州電子通信法典(EECC)」の立法過程における議論内容抜粋 (2016/9/14)

1.2 ANNEX 3 – Discarded options

1.2.2 Universal Service

Connectivity to a network at all locations:

This option is to enhance the focus of universal service on individual end-users and to provide connectivity to a network in all locations (by contrast to the current provision at a fixed location, which may be restricted to user's primary location or residence). **This option is discarded because the expected deployment cost to deliver connectivity at all locations were much higher than the cost to deliver connectivity at the end-user's primary location or residence. The universal service cost needs to be kept at what is necessary to achieve a minimum safety net,** with other tools being prioritised to enlarge both fixed and mobile coverage.

(当社訳)

「全ての場所からのネットワークへの接続性：」

「この選択肢は、**全ての場所で接続性を提供するために予想される展開コストが、エンドユーザーの主な所在地や住居で接続性を提供するためのコストよりもはるかに高かったため、破棄された**」

「ユニバーサルサービスのコストは、**最低限のセーフティネットを達成するために必要なものに抑える必要がある**」

(出典： COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT Accompanying the document Proposals for a Directive of the European Parliament and of the Council establishing the European Electronic Communications Code (Recast) and a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (SWD/2016/0303 final - 2016/0288 (COD)))

総括

- ① モバイルは電話のユニバーサルサービス制度の対象役務の代替にすることは難しい
- ② モバイルはブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象役務の代替にすることは難しい
- ③ モバイルのユニバーサルサービス制度の新設は不要

		対象役務							モバイル	
		固定電話	公衆電話	緊急通報	FTTH	CATV (HFC方式)	ワイヤレス固定 ブロードバンド			
							専用型	共用型		
制度	電話の ユニバーサルサービス基金制度	○	○	○	—	—	—	—	①	×
	ブロードバンドの ユニバーサルサービス基金制度	—	—	—	○	○	○	—	②	×
	③ モバイルの ユニバーサルサービス基金制度	—	—	—	—	—	—	—		×

Rakuten Mobile